

高校生等教育給付金（新入生に対する一部早期給付・専攻科）のご案内

岡山県では、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）」事業を活用し、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、対象世帯に対し返還不要の給付金年額の4分の1を早期に支給します。

新入生のうち一部早期給付を希望される場合は、下記のとおり必要書類をご提出ください。

次表の対象世帯区分①～③のうち、該当する書類をご提出ください。

対象世帯区分	保護者等が岡山県内に住所を有し、高等学校等に在学する高校生等がいる世帯のうち		
	対象世帯区分① 保護者等全員の道府県民税・市町村民税所得割額が非課税である世帯	対象世帯区分② 保護者等全員の道府県民税・市町村民税所得割額の合計等が105,500円未満である世帯（対象世帯区分①を除く。）	対象世帯区分③ 保護者等全員の道府県民税・市町村民税所得割額の合計等が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯（対象世帯区分①、②を除く。）
給付金額（年額）	50,500円	10,100円	10,100円
一部早期給付額	12,625円	2,525円	2,525円
提出書類	1 申請書（※1） 2 保護者全員の道府県民税・市町村民税の所得割額が確認できる書類 3 在学証明書（様式6） 4 口座振替申出書 5 個人対象要件証明書（様式8-1）	1 申請書（※1） 2 保護者全員の道府県民税・市町村民税の所得割額が確認できる書類 3 在学証明書（様式6） 4 口座振替申出書 5 個人対象要件証明書（様式8-1）	1 申請書（※1） 2 保護者全員の道府県民税・市町村民税の所得割額が確認できる書類 3 在学証明書（様式6） 4 口座振替申出書 5 個人対象要件証明書（様式8-1） 6 扶養親族申告書（様式18）
提出期限	令和7年7月31日（木） 必着		
提出方法	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県教育庁財務課		

※令和7年4月1日現在の状況により支給が決定されます。

※支給年額の残額部分については、再度申請が必要です。お急ぎでない場合は、通常の申請を行ってください。

※「高校生等」とは、平成26年4月1日以降に入学した者を指します。

（※1）申請書とは、高校生等教育給付金受給申請書（様式1）のことをいいます。

Q 非課税世帯・生活保護受給世帯でも支給されないことがありますか？

A 1人の高校生につき支給は通算3回（定時制・通信制は4回）までとなっており、上限回数を超えるときは支給されません。また、児童相談所や児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）入所や里親委託の高校生が授業料以外の教育費（見学旅行費又は特別育成費）を別途措置されているときは支給されません。

Q 授業料以外の教育費とはどのようなものがありますか？

A 教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費、修学旅行費、学習塾に係る経費、オンライン学習に係る通信費などがあります。